主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人上村進の上告趣意は違憲を主張するが所論新潟県条例が違憲でないことは 大法廷判例の示すとおりである(判例集八巻一一号一八六六頁)。その余の論旨は 事実誤認、量刑不当、単なる訴訟法違反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇 五条の上告理由に当らない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年六月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎